

# やお市政だより

## 市民憲章

《わたくしたち八尾市民は》

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよるごびに生きましょう。

## 人の動き (51年7月1日現在)

総数	263,287	(+374)
男	132,171	(+200)
女	131,116	(+174)
世帯数	80,749	(+142)

( ) 内は前月よりの増減

発行所 大阪府八尾市役所  
八尾市本町1 TEL(91)3881  
印刷所 サンケイ印刷株式会社

第558号/昭和51年8月5日

## 16年と58億の投資で やっと14.4%

### 下水道整備状況です

少しの雨での浸水さわぎ、住環境の悪化、水路、河川の汚濁による水質の低下、急速に都市化してゆく町に共通する悩みです。これを解決するための「最後の切り札」と目されているのが下水道。今や、健康で文化的な生活を送るためには不可欠なものとなされています。

市が最初に下水道工事を始めたのは昭和35年、八尾排水区の整備でした。その後、全市域で下水道の基本調査を完了、現在、市街化区域(※)2,715haのうち2,385haの都市計画決定(八尾・久宝寺・久宝園・新家・小阪合・竹淵・飛行場北・飛行場南の各排水区)を行っています。

この間、八尾排水区は昭和46年に下水管の埋設をおえ久宝園・久宝寺両排水区は一部供用しながら工事中、竹淵・新家両排水区でも工事をすすめています。

しかし、残念なことに、現在までの下水道普及率はわずか14.4%。このうち、八尾排水区231haは下水管の埋設をおえているものの、汚水を終末処理場におくる柏原八尾幹線の敷設工事が遅れているため水洗化ができず、雨水と家庭排水のみを処理するにとどまっています。従って、実際に水洗可能な地域は市街地2,519haのうちわずかに82.28ha、3%にしかすぎません。

普及率がこんなに低い理由は、なんといっても巨額の費用を要するということです。今年の工事で、1mにつき100万円近い工事費が必要な現場もあります。現在まで投入した事業費総額は58億円余り。内訳は国・府の補助金19億円、下水道によって利益を受ける方に負担していただいた受益者負担金が約3億円、残り37億円のすべてが市費と起債(借金)となっています。ちなみに、本市の市街化区域2,715haすべてに下水道を設置するには、実に本年度の一般会計予算の3倍以上、約950億円という巨額な資金が必要となります。

16年間の歳月をかけ、58億円という巨額の投資をして、普及率はやっと14.4%。下水道整備の長期目標を設定することはできますが、市民のみなさんの要請にこたえて、短期間に具体化していくことは非常にむずかしいというのが実情です。下水道整備、下水道財政の今後のあり方について、卒直なご批判、ご意見をおうかがいしたいと考えています。

※市街化区域=すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

## やおの 地蔵盆

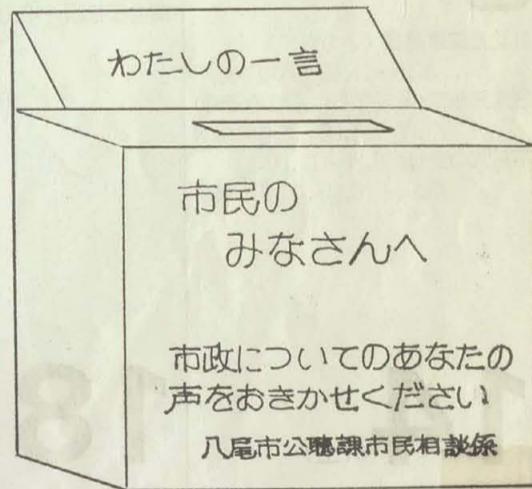
地蔵尊の縁日にあたる8月24日は、各地でこどもたちが石地蔵に香花を供えて祀る風習がありますが、八尾でもこの日、河内音頭で有名な常光寺の地蔵尊会をはじめ、庶民信仰の対象として広くまちかどに祭られている仏さんの供養が行われます。

私の幼い頃は、各家の軒先に行燈がずらりと並んだほど豪華なものでしたが、最近では行燈を見るのもめずらしくらいで、ずいぶん寂しくなりました。スイカ、ナスビなどの野菜やいろいろなお菓子が供えられた地蔵尊の前で、親に連れられた私たちは、夜店に出ている好きな物をねだったりしたものです。おとなたちにとっては、よもやま話に興じる楽しい集いの場でもありました。こういう地蔵盆のもつ良さは、いつまでも残って欲しいですねえ。

(お話し・本町在住 西岡三四郎さん 76歳)



あなたの一言を  
「私の一言」箱に...



### 8月中に市内17カ所に設置します

市政に市民のみなさんのご意見、ご要望を反映させることは、行政をすすめていくうえでの基本的なことからです。市は、公聴課をはじめ、各担当課を通じて寄せられるご意見を参考にさせていただいていますが、これに加えて新たに「私の一言」箱を設置することになりました。

この「一言」箱は、8月中に、記入用紙、筆記具とともに市役所本庁、各出張所をはじめ市に関する庁舎17カ所に設けます。みなさんが日頃市政に関してお気づきになった点をお気軽にお寄せください。

寄せられたご意見は月2回、15日と30日に回収します。そのうち、提言については市政の参考にさせていただき、要望については担当課の回答を、直接、投書くださった方にお送りいたします。

八尾市を住みよく明るい町にするのは、市民のみなさんひとりひとりの意見にほかなりません。どんなことでも結構です。日頃お気づきになったこと、建設的な提案、ご意見などどしどしお寄せください。

☆「一言」箱設置場所▷市役所本庁(本町1)▷各出張所(10カ所)▷社会福祉会館(本町2)▷教育センター(清水町1)▷市立病院(南太子堂2)▷市役所第2別館(本町3)▷市役所第3別館(本町3)▷水道局(光南町1)

**8/11 (水)**  
**教育 家児 青少 結婚**  
 幼児歯科相談 (1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15-11.00、  
 13.00-14.00 八尾保健所  
 子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所

**15 (日)**  
**心配 結婚**

**19 (木)**  
**家児 法律 職業**  
 婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30-16.00 教育センター  
 一般スポーツ教室 (バレーボール) 17.30-21.00 教育センター  
 労働相談 13.00-17.00 労働会館分館 (植松町)  
 一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所  
 未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所

**23 (月)**  
**家児 教育 青少 法律 心配**  
 肢体不自由児検診 13.00-14.00 八尾保健所  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所

**12 (木)**  
**家児 法律 更生**  
 婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30-16.00 教育センター  
 一般スポーツ教室 (バレーボール) 17.30-21.00 教育センター  
 労働相談 13.00-17.00 社会福祉会館  
 一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所

**16 (月)**  
**教育 家児 心配 青少**  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所  
 離乳食講習会 13.00- 八尾保健所  
 ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所

**20 (金)**  
**教育 家児 青少 融資 身障**  
 乳幼児健康相談 (6カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所  
 3歳児検診 (48年2月生まれの女児) 13.00-14.00 八尾保健所

**24 (火)**  
**家児 融資 老人**  
 高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所

**13 (金)**  
**教育 家児 青少 融資 身障**  
 乳幼児健康相談 (3カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所  
 3歳児検診 (48年2月生まれの男児) 13.00-14.00 八尾保健所  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所

**17 (火)**  
**家児 融資**  
 出張献血 10.00-15.00 市立病院  
 高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所

**21 (土)**  
**まちづくりにご意見を**  
 市では、新総合基本計画策定のため、新しいまちづくりについてみなさんのご意見を募っています。住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、本町1、市役所内プロジェクトチーム「市民の声」係あてにお送りください。

**25 (水)**  
**教育 家児 青少 結婚**  
 幼児歯科相談 (1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15-11.00、  
 13.00-14.00 八尾保健所  
 子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所  
 不用犬の受付 9.30-12.00、  
 13.00-16.00 八尾保健所

**14 (土)**

**18 (水)**  
**家児 教育 青少 行政**  
 幼児歯科相談 (1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15-11.00、  
 13.00-14.00 八尾保健所  
 子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所  
 BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所

**22 (日)**

●たそがれコンサートを開催

市消防本部と八尾火災予防協会では、夕涼みのひとときを楽しんでもらうため次のおりに「たそがれコンサート」を開きます。ご家族づれでぜひお越しください。  
 ☆とき 8月18日 (水) 午後6時-7時30分 (雨天の場合は中止)

☆ところ 山本球場 (近鉄高安駅下車)  
 ☆出演 大阪市消防音楽隊、城南学園 (東住吉区) バドントワラースの演技  
 ☆映画会 マンガ「動物村の消防士」、火災フィルム「ジニルマの惨事」

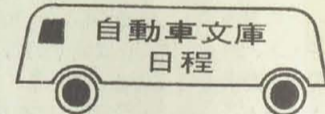


常光寺の盆踊り

八尾の地藏さんとして親しまれている本町5丁目の常光寺では、毎年8月23、24日の両日盛大な盆踊りが行われます。境内中央に組まれた櫓を囲む踊りの輪はいくえにも重なり、回りの見物人とで広い境内がぎっしり埋まってしまうほどのにぎわいです。一方、この盆踊りに欠かせないものとして河内音頭があります。河内音頭がいつ生まれたかは、はっきりわかりませんが、常光寺が南北朝の戦火にあい、その後、再建されたときの木びき歌が今に残ったものであるとか、一説にはこの時、足利義満将軍が常光寺へお参りに来て、在地の人たちが踊ってみせたのが始まりとも伝えられています。この常光寺に限らず8月中は、市内あちこちで夜遅くまで河内音頭のレコードにのって盆踊りがくり広げられます。



踊りの輪で境内は超満員



8月16日-31日の自動車文庫の巡回は、自動車の定期検査のため、お休みさせていただきます。

- 心配** = 心配ごと相談
- 身障** = 身体障害者相談
- 結婚** = 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で
- 家児** = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で
- 青少** = 青少年受保護相談 9時-17時 教育センターで
- 教育** = 教育相談 (電話予約制) 9時- 市役所内教育相談所で
- 融資** = 中小企業融資相談 10時-12時 産業課で
- 法律** = 法律相談 (当日午後0時45分受付) 13時-16時 市民相談室で
- 職業** = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で
- 老人** = 老人健康相談 10時30分-12時 社会福祉会館で
- 行政** = 行政相談 13時-16時 市民相談室で
- 更生** = 更生相談 10時-16時 社会福祉会館で

やおの姿

市立病院  
 内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科の診療がある。病床数は、346床。  
 昨年1年間の外来患者延数は、194,473人で1日平均659人。  
 内訳では、1日平均、内科164人、小児科106人、皮膚科75人の順。

# 議会 だより

### 編集委員会委員

井上 章一 大野 茂  
野沢 倫昭 岩田 年弘  
小枝 洋二 浦 宗二

第83号 / 昭和51年8月5日

## ●業者による学力テストについて

【質問】 各中学校で業者による学力テストが実施され、その時の偏差値が高校進学への参考資料として利用され、社会問題になっている。そこで、業者テストに対する市の見解を聞きたい。

【答弁】 ご指摘の点について本市教育委員会では、進路指導の正しい方向を打ち出していきたくと考え、学力テストの実態調査を行ってきた。

今後においては、校長会、教職員、PTAの意見を十分聴取しながら進路指導やテストのあり方など研究、検討を重ねていきたい。

## ●コクヨ訴訟に対する市の姿勢は

【質問】 6年前から進めている近鉄八尾駅前土地区画整理事業の対象地の一部であるコクヨ株式会社八尾工場が、この事業に伴う減歩を不満とし、行政訴訟を起こして、現在なお法廷で争っている。

しかし、区画整理事業が53年度末完成で進められている関係上、この訴訟問題が早期に解決しなければ、事業に大きな支障を来たすと考え、市は、いかなる姿勢でこの問題を解決していく方針なのか。

また、コクヨの敷地内に換地された権利者は、2年6カ月をわたって使用収益を上げることができない状態であるが、これらに対して、いかなる措置を講ずる考えなのか。

【答弁】 コクヨが減歩に応じなければ、幹線道路の築造や下水管理などができないなど区画整理事業そのものに大きな支障を来たしている。

市としては、この障害を取り除くため、重大な決意のもとに、法に基づく「直接施行」の手続きをとっていく方針である。

また、使用収益が上がっていない権利者については、作付状況に見合った休作補償を考えている。

## 議案に対する質疑

### ●水道料金改定案について

＝選挙公約はどうなる＝

【質問】 選挙以前から赤字の増大が予想された中で、公共料金は抑制するとの公約を掲げて当選された市長として、今回の大幅な改定案は、市民に背を向けるものではないか。

【答弁】 公共料金は、極力抑制するという基本姿勢は、今日も変わっていない。

しかし、水道会計のように制度的に企業経営を強制されるものは、原価主義をとらざるを得ない。

したがってその中で、利用者の大半を占める小口使用者については、より配慮を加えて料金設定をしたものである。

## 7月臨時会

# 一般会計補正予算案など可決

### ■6月定例会

6月定例会は、6月21日から7月5日までの15日間の会期予定で開きました。

しかしその間、市長提出議案をさらに慎重に審査するため、当初の日程を7月13日まで延長し、会期を23日間としました。

この定例会では、市民負担に直接はね返る「八尾市水道事業給水条例の一部改正案」及び「昭和51年度八尾市一般会計第2号補正予算案」など都合20件が提出されましたが、定例会の最終日が流会となり、各議案を議決するまでには至りませんでした。

### ＝水道料金改定案に活発な論議＝

本会議第1日は、提出議案の説明があり、水道料金改定案に対し、市長の基本姿勢並びに水道事業経営の今後のあり方について質疑が行われました。

引き続き市政全般にわたり個人質問が行われ、各議案をそれぞれの常任委員会に付託しました。

### ＝6月定例会各議案審議未了に＝

本会議第2日は、会期の延長を行い、最終本会議で各議案の議決を残すのみでありましたが、最終本会議が流会となったため、6月定例会の提出議案はすべて審議未了となりました。

### ■7月臨時会

7月臨時会は会期を1日とし7月21日開会しました。

この臨時会では、6月定例会の提出議案のうち、水道局関係議案の一部が変更して提出されたほかは、すべての議案が再提案されました。

そのほか「昭和51年度一般会計第3号補正予算案」が新たに提出されました。

これら21件の議案を採決した結果いずれも原案可決、及び承認しました。

このあと意見書2件、決議案1件を可決し7月臨時会を閉会しました。

## 本会議

### 6月定例会の日程

- ◎6月
- 19日 議会運営委員会
- 21日 本会議（第1日）
- 22日 文教民生常任委員会
- 23日 保健経済常任委員会
- 24日 建設常任委員会
- 25日 総務常任委員会

- ◎7月
- 2日 建設常任委員会
- 3日 議会運営委員会  
建設常任委員会
- 5日 本会議（第2日）  
建設常任委員会
- 8日 建設常任委員会
- 12日 議会運営委員会
- 13日 本会議（第3日）

### 7月21日 7月臨時本会議

今後は1日も早く審査委員会を開催し、入居者を選考していきたい。



防護さくを設置を

### ●児童の水難事故防止対策について

【質問】 近年ため池等における児童の水難事故が発生しているが、これの防止対策は万全か。

【答弁】 ため池の事故防止対策については地元と協議を行い、転落防止用の安全さくを設置している。本年度においても特に危険と思われる12カ所に安全さくを設置したい。

また、私有のため池については、所有者に適正な管理を指導するとともにその他、水路河川など危険な箇所についても防護さくを設置していきたい。

### ●八尾市歌の普及について

【質問】 今日の財政危機を打開するため市民参加の行政がうたわれているにもかかわらず、市民意識の高揚につながる市歌が活用されていないのはなぜか。

【答弁】 昭和26年に市歌ができたが、現在では、市民に愛唱されていないのが実情である。しかし今後は社会事情に合った内容に改定することも検討しながら、市歌の普及に努めたい。

## ◇決議と意見書◇

### ■朝鮮の自主的平和統一の促進に関する要望決議

次の事項を推進するよう強く要望する。

- 1 駐韓国連軍の解体と韓国からの米軍撤退を推進すること。
- 2 朝鮮停戦協定を廃止し、朝米平和協定の締結を実現すること。
- 3 「二つの朝鮮」の固定化に反対し、対朝鮮政策の方針転換を図ること。
- 4 朝鮮での核戦争の挑発に反対すること。
- 5 日本での韓国情報部の活動を禁止すること。

### ■中小企業の事業分野確保に関する意見書

近年の世界的な不況の中で、大企業の中小企業分野への進出は、もともと経営基盤の弱い中小企業に大きな打撃を与えている。したがって政府においては、中小企業の存在を擁護する立場に立って、経営基盤の

### 強化に留意され、金融面拡大、税制改善、信用補完、業者診断の指導方について強力な対策を講じるとともに大企業の進出に対し必要な規制を盛り込んだ「中小企業事業分野確保に関する法律」を制定されたい。

### ■第16次地方制度調査会答申に関する意見書

内閣総理大臣の諮問機関である第16次地方制度調査会は、このほど「住民の自治意識の向上に資するための方策」について答申を行った。

本答申は、地方自治の日の設定、議会制度の整備、地方議会議員の半数改選制等について意見を述べたものであるが、数多くの疑問点を内包している。

よって、本市議会は、住民と直結した地方議会を擁護し、地方自治を確立する趣旨にのっとり、本答申に基づく立法措置については強く反対する。

### ●恩智川河川敷に公園を

【質問】 現在、恩智川の改修工事が進められているが、その堤防敷の利用計画について聞きたい。

また公園を設置すべきと考えるがどうか。

【答弁】 恩智川河川敷の利用計画については、一方通行の生活用道路、児童遊園あるいは緑地帯としての利用を現在検討している。しかし、最終的には地元住民の意向を取り入れた中で、計画の策定を行う所存である。



改修工事中の恩智川

### ●福祉行政について

【質問】 ①生活保護者に対し、受診手続きを容易にするため、医療費無料の医療証を発行する考えはないか。

②また、乳幼児に対する医療費無料化の考えはないか。

【答弁】 ①生活保護者に対する制度は国の制度であるので市独自で改善はできない。しかし、現在国に対し、現行の医療扶助の給付方式を改善するよう強く要望している。

### ●本市の厳しい財政事情の下では、乳幼児に対する医療費無料化は非常に困難である。

したがって、今後、国、府へ諸制度の改善並びに財政援助を要請していきたい。

### ●4月開校できるか仮称第2曙中

【質問】 マンモス化した曙川中学校を分離するための用地が、ようやく確保できたが、いまだ着工にいたっていない。

さらに、建設用地付近は、文化財が埋蔵されていることも考えられ、この関係で工事が遅れれば、来年4月の開校は不可能になってくるが、その見通しはどうか。

【答弁】 建設について種々協議を重ね設計図もでき上がったので、関係部局との協力体制を固めて早期に着工し、来年4月開校に向けて努力していく。

### ●同和向公営住宅の入居について

【質問】 昨年11月に完成した旧西郡地区同和向公営住宅31号棟（32戸）の入居公募が昨年12月に実施され、その結果292件の申込みがあったと聞いている。

しかし、それ以来6カ月が経過した今日において、いまだに入居者が決定されていないのはなぜか。

【答弁】 ご指摘の点については、厳正かつ公正な入居を図るための「同和向市営住宅入居者審査委員会」の発足が当初予定より遅れたこと、さらに4月15日に開催された第1回審査委員会で実質的な審査が進まなかったためである。

### ＝水道料金と受益者負担について＝

【質問】 水道料金は受益者負担の原則に基づいて市民が応分の負担をするのが当然であるとの見解が示されているが、現在の水道普及率99.6%を考えると、もはや水道事業は一般的民生福祉行政として取り扱うべきであり、公費負担を行う中で料金の設定をすべきと考えるがどうか。

【答弁】 水道料金を税で負担すると、水の使用量が個々に異なるため、かえって負担の公平を欠くことになる。

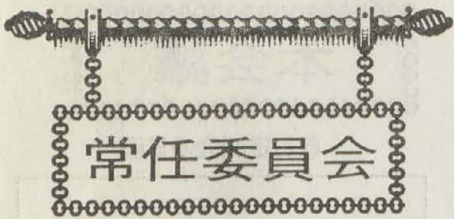
また一般行政のサービスの低下にもつながるものである。

さらに一方では、水需要の抑制策とは逆に需要の促進につながるおそれもある。

したがって、受益者負担の原則に基づく事業運営が適当と考える。

6月定例会の審査状況

建設 水道料金改定案を可決



常任委員会

●水道料金、加入金の改定について

【議案の内容】 水道財政は、資本費、物件費の増高に加え買入れ水料金の改定、その他社会経済情勢の変動等により、極度に悪化したため、この健全化と給水の万全を図る必要から、水道料金(80.29%)及び加入金(別掲)の改定が提案されたものです。

＝一般用基本水量8m<sup>3</sup>は適正か＝

【質疑】 現在の生活必要量は、ナショナルミニマムで10m<sup>3</sup>、また公共下水道が完備された場合は22m<sup>3</sup>と言われている。 これらを勘案すると基本水量8m<sup>3</sup>は低いのではないか。

【答弁】 現在、基本水量内で使用されている家庭が22%あり、これらの平均使用量が5m<sup>3</sup>であるため、現時点では8m<sup>3</sup>が望ましいと考えた。しかし、今後基本水量の設定については将来展望の中で検討していきたい。

＝小口使用者への配慮は十分か＝

【質疑】 今回の改定案では、10m<sup>3</sup>の料金は府下で9位にランクし、20m<sup>3</sup>では5位になっている。このことは、10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>までの超過料金に対する配慮が欠けているのではないか。

【答弁】 料金算定では、50m<sup>3</sup>までの使用者が全体の95%を占めている状況から、これらに配慮を

加えた料金体系としている。 また10m<sup>3</sup>まではとくに生活用水として配慮を加え、40年以降据置してきたため、全体と比較して低いものである。

＝政策的配慮と公費負担の関係は＝

【質疑】 生活用水に対する政策的配慮はもちろんであるが、これらのしわ寄せをすべて大口使用者に負担させるのは問題がある。

すなわち、福祉優先の上に立つなら、ある程度公費負担を行う中で、大口使用者の軽減を図るべきではないか。

【答弁】 大口使用者については、水源確保の設備投資も大きいので、それ相当の負担を願うのが適当と考える。

また財政自主再建推進協議会の提言では、生活用水を配慮して全体の収支の均衡を保つことが望ましいとされている。

したがって、水によって利潤を追求する大口使用者には、より多く負担願うことが生活用水の確保につながるものである。

＝浴場料金の配慮は十分か＝

【質疑】 浴場の政策的配慮はどこにあるのか。

【答弁】 浴場については、あくまで公衆衛生面を配慮して、基本水量600m<sup>3</sup>までは一般用基本水量の80%の単価38円で積算している。

＝料金改定率80.29%は高すぎる＝

【指摘】 委員会は現在ナショナルミニマルが10m<sup>3</sup>、また本市の使用状況からシビルミニマムとしての生活用水は20m<sup>3</sup>と考えられるところから ①小口使用者の今回の改定率は平均より低

漏水対策に一層の努力を要望

いというものの府営水の改定率51.4%から考えると大幅すぎる。

②49年3月の改定から、わずかの期間で、このような大幅な改定は、相次ぐ公共料金の引き上げの中で市民の生活不安がますます増大する。

③企業努力についても、漏水問題、制度上問題点等、まだまだ努力の余地がある。

と指摘し、今回の料金改定率に対し再考を促しました。

＝料金改定原案の一部を訂正＝

その後市長から原案の一部を訂正する旨表明がありました。その内容は、

○ 一般用基本水量8m<sup>3</sup>まで380円を350円に超過料金9m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当り70円を50円に

○ 共用基本水量5m<sup>3</sup>まで220円を200円に、超過料金1m<sup>3</sup>当り70円を50円に

○ 浴場用基本水量600m<sup>3</sup> 2万2800円を2万1000円に、超過料金601m<sup>3</sup>から1000m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当り75円を55円にそれぞれ訂正するものです。この結果改定率は80.29%から75.45%となり、料金収入は財政再建計画期間の2年6カ月で2億200万円の減少となるものです。

【質疑】 財政計画最終年度の53年度末には、この訂正によって生じる資金不足額を解消できる見通しはあるのか。

【答弁】 訂正によって生じる資金不足額は、今後の努力目標として、最終年度までに解消できるよう最大限の努力をする。

【審査の結果】 原案可決を適当と認めました。

なお6月定例会では議決するに至りませんでした。7月臨時本会議で可決されました。

水道料金改定表 (平均改定率75.45%)

Table with 8 columns: 用途, 基本水量 (m³), 基本料金 (円), 超過料金 (1m³について), 用途, 基本水量 (m³), 基本料金 (円), 超過料金 (1m³について). Rows include 一般用, 浴場用, 共用, 臨時用.

加入金改定表

Table with 10 columns: メーター口径, 金額 (万円), 13mm, 20mm, 25mm, 40mm, 50mm, 75mm, 100mm, 150mm, 200mm. Note: 200mm is determined by manager.

総務

●財政運営の見直しについて

51年度の財政事情は、累積赤字額22億円をかかえ、財政構造上においても、市税収入113億円に対し、人件費と公債費(借金の返済)で120億円に達し、50年度決算では公債比率は20%を超えています。公債比率は3年間平均で20%を超すと、起債(借金)に制限が加えられます。

したがって、今後は起債にたよった財政運営はできなくなります。

【質疑】 今後、新たに事業を行う財源はあるのか。

【答弁】 一般財源の主なものである市税並びに地方交付税については、目一杯を見込んで計上したため、新規事業に当たる財源はない。

＝起債に対する考え方は＝

【質疑】 本市の財政運営は、余りにも起債、借入金等にたよります。

この返済計画の見直しなり、財政構造上の問題を無視して、起債等にたよってれば、財政再建はできないのではないのか。

【答弁】 厳しい財政事情の中にあっても、行政としては、市民要望に応じていかなければならないので、事業を実施する場合、勢い起債にたよらざるを得なかった。

こうした現状を打開するには、一般財源の大幅な伸びを図らなければならない。

そのためにも、地方交付税率の引き上げ、超過負担の解消等の運動を続けていきたい。

【質疑】 50年度に財政健全化債をうけたが、この許可条件として、健全化計画書を提出することになっていたがどのような計画を示したのか

【答弁】 人件費の節減策として①高齢者の優遇退職②欠員不補充、③職員給与の1号ダウン実施

等と公共料金の値上げによる財源確保など7億円の節減計画を提出した。

【質疑】 国の地方財政危機打開に対する方針は、地方自治体みずからの手で、職員数の削減、人件費の節減あるいは公共料金の値上げ等によって解消すべきであると、財政健全化債のように、国の方針に沿うものだけ財政援助をするなど、自治権の介入につながるかと考えるが、どうか。

【答弁】 厳しい財政事情を少しでもやわらげるためいろいろ手立てをしなければならぬ。この財源を受けたからといって国から財政再建団体のような制約を受けるものではない

【要望】 起債の申請に際しては、その性格なり次年度以降の財政構造上の問題を十分に考慮するよう要望しました。

文教民生

●学校施設の整備について

【質疑】 各学校の木造校舎の老朽化がひどいが、これらについて今後の改築計画はどうか。

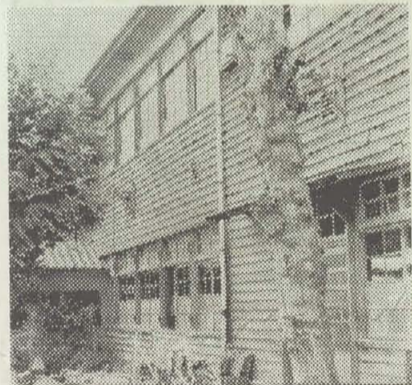
【答弁】 これらの木造校舎は古いにもかかわらず比較的基礎がしっかりしており、国の危険度による補助基準点数に達しないため、ここ当分は改築計画に入れることができない。

【質疑】 これらの老朽校舎の安全性、事故等についてはどう考えているのか。

また現実には老朽校舎を見て、危険度の点数に達しないから安全であると言えるのか。

【答弁】 客観的に見ると危険と言わざるを得ない。したがって、国に対してもこの点数は根拠がないということを強く申し入れている。ただ、国の補助対象とならないものを市単費で改築することができないという現状の中

では、その改築についても、勢い国の定めた点数を基準にせざるを得ない。



老朽化のひどい木造校舎

【質疑】 市の財政事情も十分理解はするが、このような劣悪な環境で授業を受ける子供たちの気持ちをどう考えるのか。

また、これら子を持つ親に対して、この実情をどう説明するのか。

【答弁】 教育施設の整備については、最優先せねばならないと痛切に感じているところである。しかし、現在の財政事情では国の補助がつかぬ限り市単費ではどうしようもなく、制度上の欠陥にも大きな問題があると考えている。

今後市民に対しては、市民も市政の主人公であるということから、単に財政事情が悪いということだけではなく、市行政全般を十分理解してもらおうよう努めたい。

保健経済

●病院会計第1号補正予算について

今回の補正は、一般会計から特別償還金と病院運営の補助金として2億5884万円の繰り入れを受けるものです。

しかし、病院財政は多額の累積赤字(50年度決算見込約15億円)を抱え、重大な危機に

直面しています。

【質疑】 市立病院に対する府の補助は。

【答弁】 府に対して、一床当たり100万円の補助金を要望しているが、50年度の実績は49年度と同額の6万7000円である。このほか特別債の利息分として、4分の1程度の補助がある。

【質疑】 病院事業の財政危機の打開策、さらに市民ぐるみの運動の展開について過去のいろいろと議論が交わされてきたが、具体的な運動にまで発展せず、国・府による改善策が講じられていないのが現状である。

このような状況の中で、市立病院としての運営を維持するために、厳しい財政事情にある一般会計から今後も補助ができるのか。

【答弁】 一般会計としても、病院事業に対する財政負担は限界に達している。しかし、病院事業を円滑に運営していくためには、一般会計が負担すべきものは一定の補助が必要であると考えている。

一方、医療制度の抜本的な改善は、一市のみでは解決できないので、自治体病院開設者協議会等関係機関を通じて、さらに強力な運動を展開したい。

【要望】 病院事業の財政は、一般会計と同様多額の累積赤字であり、病院としての存立が危ぶまれるような重大な危機に直面している。

このような状況のもとで、一般会計としても厳しい財政事情ではあるが、できる限りの補助を行うとともに、病院運営としては公共性を確保しながらも、より一層の内部努力による効率的な運営を図ること。

また、府立病院と市立病院とが、地域医療の基幹病院としての機能、目的、診療体制等の位置づけを明確にすること。

さらには、今日の医療制度の抜本的な改善財政援助を求めため、より一層強力な運動を展開すること。